

立教 183 年 7 月 25 日

教区・直属学生担当委員長各位

第 58 期天理教学生会委員長選挙管理委員会

公 示

第 58 期天理教学生会委員長選挙管理委員会は、本会会則第二十二条に基づき、以下の如く第 58 期天理教学生会委員長の立候補を受け付け、選挙を実施します。

会則第二十二条

- 1 委員長の選出及び解任は運営委員会の決定による。
- 2 委員長の候補者は本会の会員にして卒業年度でない者とする。
- 3 委員長の重任はこれを認めない。
- 4 委員長候補は立候補及び推薦による。但し、候補者は投票権を有さない。
- 5 委員長の選出は運営委員会で行う選挙の構成員の過半数の決定による。但し、過半数に満たない場合、上位二名について決選投票を行い得票数の多い者を当選とする。
- 6 投票は無記名单記とする。
- 7 委員長の解任は任期の終了及び委員総会会期中の不信任案が決議された場合、運営委員会の審議を以って可決とする。
- 8 選挙管理委員会は教区学生会より一名、直属学生会より一名、運営委員会より一名によって構成される。
- 9 選挙管理委員の選出は教区学生会・直属学生会・運営委員会からの立候補、及び推薦による。
- 10 選挙管理委員会は選挙の遂行に全ての責務を負う。
- 11 選挙管理委員は選挙権を有しない。
 - ・ 立候補の受付期間は、立教 183 年 8 月 3 日（月）より、立教 183 年 10 月 7 日（水）17 時 30 分までとします。
 - ・ 立候補者は、プロフィールと所信表明を持参し、推薦者同伴の上、選挙管理委員会まで期間中にお越し下さい。
 - ・ 選挙は 11 月 21 日（土）（予定）に、本会会則第二十二条に基づいて行います。
 - ・ 選挙管理委員会は天理教学生会室(天理市守目堂町 213-4 おやさとやかた真南棟 3 階)におきます。

第 58 期天理教学生会委員長選挙管理委員会